

## 平成30年度 事業計画

幼保連携型認定こども園 川内すわこども園

### まえがき

川内すわこども園も運営を開始し10年が経過しました。これまで子どもたちの最善の利益を第一義に、保護者や地域の方々との信頼関係の構築のために、職員一同一致団結して本園の運営を進めてまいりました。

平成30年度の本園における保育の申請状況をみると、第1次審査で250名を超える入所希望及び申込がありました。これもひとえに、地域に開かれた認定こども園としてしっかり馴染んできているからこそであると思います。幼保連携型認定こども園移行2年目も、これまで以上に全職員一丸となって保育の質の向上を図り、すべての子どもたちが健やかに安心・安全に成長できる場所でなければならないという使命感を持っております。

平成30年度の保育スローガンを、「遊ぶ。学ぶ。全力で。」と設定し、幼児期の教育の重要性を再認識し、笑顔の絶えないこども園づくりを心がけて行きたいと思っております。

また、今年度も子ども子育て支援センターtetote-てとて-では、地域子育て支援拠点事業、放課後児童健全育成事業、病後児保育事業、一時保育事業を行います。2年目に向けてさらに地域の子育て支援の拠点施設となるよう事業を行ってまいります。

### 1 法人の理念と保育の基本方針

#### (1) 社会福祉法人諏訪福祉会の理念

- ① 地域社会への貢献
- ② 児童の健全育成・育児支援
- ③ 人材育成・専門性向上

#### (2) 平成30年度川内すわこども園の概要

施設の種類	幼保連携型認定こども園
施設の名称	川内すわこども園
所在地	鹿児島県薩摩川内市御陵下町19番5号
電話番号	(0996) 22-2764
代表者氏名	園長 帯田 康子
対象児童	満3歳以上の小学校就学前児童及び保育を必要とする満3歳未満の乳幼児
認可年月日	平成29年4月

#### (3) 施設の目的

社会福祉法人諏訪福祉会が設置する川内すわこども園（以下「本園」という。）は、幼保連携型認定こども園として、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とします。

#### (4) 教育・保育の基本方針

乳幼児期は遊びや生活を通して、生きる力の基礎となる心情・意欲・態度、基本的生活習慣など、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期です。

本園の教育・保育の基本方針は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づいて、乳幼児期にふさわしい遊びや生活を充実させ、「遊びこむ子ども」の育成を目指します。

また、認定こども園の社会的役割を十分に果たしていくために必要となる保育環境整備に努めます。さらに、乳幼児期から教育・医療・保健・福祉の関係機関と連携し、特別な支援を必要とする子どもや保護者への支援を行い、一貫した相談・支援体制を整えることで、一人一人の子どもの育ちを保障します。

##### 基本方針① “一人ひとり” が輝く保育

子ども一人ひとりを、一個の主体として大事にし、愛おしい存在としてその命を守り、情緒の安定を図りながら「一人ひとりが輝く」ことを保育の土台とします。

##### 基本方針② “豊かな環境” を通して行う保育

愛情豊かな環境の下で、子どもの心身の発達を促します。認定こども園における保育の基本は、環境を通して行うことです。保育の環境とは大人や子どもなどの「人的環境」、設備や遊具などの「物的環境」、そして自然や社会の事象などであり、こうした人、物、自然が関連し合って保育の環境を作り出していきます。環境との相互作用において重要なことは、自分から興味や関心を持って、自発的、主体的に関わろうとする意欲や態度を育てることです。

##### 基本方針③ “人との関わり” を大切にする保育

幼い子どもは、周囲の大人から、この世にただ一つ存在するかけがえのない人間として尊重され、愛されることによって、人への信頼感を育んでいきます。この基本的な信頼感を心の拠りどころとして、子どもは徐々に働きかける対象を広げていきます。興味や好奇心に導かれていくこども園の生活には、子どもにとって新たな出会いや発見に満ちています。笑ったり泣いたり驚いたり不思議に感じたり、周囲の大人や子どもと共感したり、楽しんだりする中で、子どもの情緒が豊かになっていきます。

##### 基本方針④ “健康で安全” な保育

認定こども園の長時間にわたる生活の中で、子どもに健康で安全な保育を提供することは保育の基本原則です。また、一人ひとりの生活リズムを大切にするとともに、次第に乳幼児期にふさわしい生活リズムとなるように努め、健康、安全で情緒の安定した生活が送れるようにします。

#### (5) 保育目標～めざすこども像～

##### ① 素直で明るい元気な子ども

ア 豊かな心を持ち、自ら学び、自ら行動する生きる力を養い、たくましく生きる子どもを育てる。  
イ 明るく元気なあいさつができる子どもを育てる。

##### ② 意欲的にあそべる子ども

ア くつろいだ雰囲気の中で情緒が安定し、意欲的にあそぶ力を育む。  
イ 積極的にあそびや生活ができるようにし、自主協調といった社会生活の基礎となるような態度を養う。  
ウ 歩く、走る、跳ぶなど戸外での活動を十分に楽しむ。

##### ③ 思いやりのある子ども

ア 相手の人権を尊重し、思いやりのある心を育てる。  
イ 恵まれた地域の自然環境に触れて、感謝と思いやりの心を育てる。

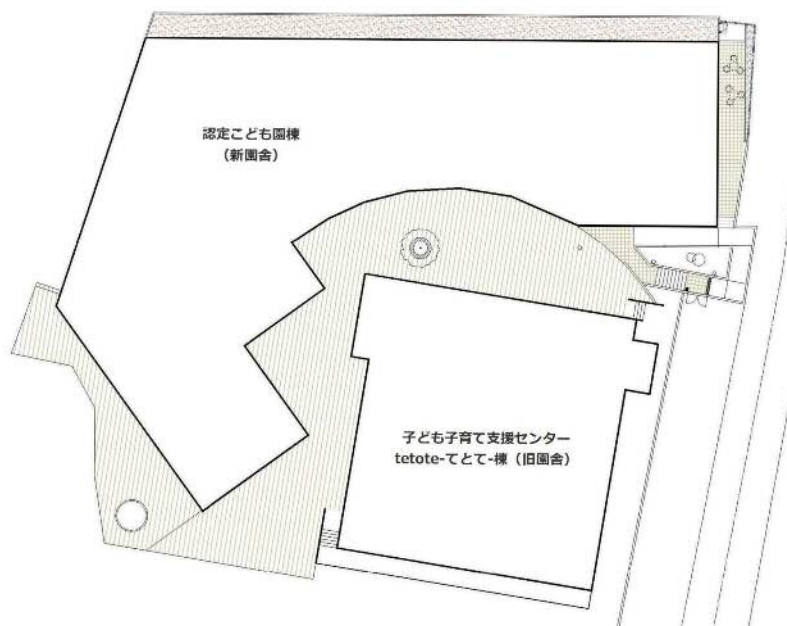
##### ④ がまんできる子ども

ア 最後までがんばり通す強い意志を持つ子ども、我慢できる心を育てる。  
イ 豊かな人的環境の中で、人への思いやりの心を育て、がまんすること、待つことの大切さを教える。

## 2 本園における施設・設備等の概要

### (1) 施設

区分	項目	面積	
川内すわ(こども園)	敷地	敷地全体	4497.26 m <sup>2</sup>
		園庭	1306.35 m <sup>2</sup>
	園舎(新園舎棟)	構造	鉄骨造・2階建て
		延床面積	1606.55 m <sup>2</sup>
	子ども子育て支援センター棟(旧園舎棟)	構造	鉄筋コンクリート造・2階建て
		延床面積	766.65 m <sup>2</sup>



### (2) 設備

#### ① 認定こども園園舎棟(新園舎) ※別紙1平面図

延床面積：1606.55 m<sup>2</sup>

設備	部屋数	備考
乳児室	1室	76.96 m <sup>2</sup>
ほふく室	1室	120.15 m <sup>2</sup>
保育室	6室	ぼんだ組(満2歳児1クラス)、81.00 m <sup>2</sup>
		うさぎ組(満3歳児2クラス)、85.53 m <sup>2</sup>
		こあら組(満4歳児2クラス)、86.42 m <sup>2</sup>
		きりん組(満5歳児1クラス)、85.88 m <sup>2</sup>
		合計 338.83 m <sup>2</sup>
遊戯室(ランチルーム)	1室	137.41 m <sup>2</sup>
調理室	1室	47.02 m <sup>2</sup>
おやすみルーム(多目的)	1室	67.08 m <sup>2</sup>
アトリエ	1室	22.71 m <sup>2</sup>
幼児用トイレ	4室	66.98 m <sup>2</sup>
相談室	1室	9.00 m <sup>2</sup>
おむつ交換室	1室	6.08 m <sup>2</sup>
医務室	1室	4.00 m <sup>2</sup>
会議室	1室	36.40 m <sup>2</sup>
事務室	1室	49.50 m <sup>2</sup>

#### ② 子ども・子育て支援センター棟(旧園舎) ※平面図参照

延床面積766.65 m<sup>2</sup>

設備	部屋数	備考
地域子育て支援センター	1室	88.00 m <sup>2</sup>
放課後児童クラブ	2室	112.0 m <sup>2</sup>

病児保育室	2室	観察室 43.98 m <sup>2</sup> 安静室 22.00 m <sup>2</sup> 合計 65.98 m <sup>2</sup>
一時保育室	1室	56.00 m <sup>2</sup>
調理室	1室	29.98 m <sup>2</sup>
ランチルーム(多目的)	1室	119.0 m <sup>2</sup>
事務室	1室	28.00 m <sup>2</sup>
アトリエ	1室	56.00 m <sup>2</sup>
授乳室・相談室	1室	44.76 m <sup>2</sup>
2階屋外遊技場	1室	151.75 m <sup>2</sup>

### 3 学年及び学期

- (1) 本園の学年は、4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わります。  
(2) 1年を次の3学期に分けます。

1学期	2学期	3学期
4月1日から8月31日まで	9月1日から12月31日まで	1月1日から3月31日まで

### 4 利用定員

本園の利用定員は、子ども・子育て支援法(以下「法」という。)第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、次のとおり定めます。

	1号認定子ども	2号認定子ども	3号認定子ども
0歳児			15名
1歳児			30名
2歳児			30名
3歳児	5名	30名	
4歳児	5名	30名	
5歳児	5名	30名	
計	15名	90名	75名

定員180名

### 5 幼児教育・保育を提供する日、時間、行わない日

本園の利用定員ごとの保育を提供する日及び時間並びに提供を行わない日は次の通りです。

#### (1) 1号認定子ども(教育時間認定)

利用できる曜日	月曜日から金曜日	
保育時間	8時30分～14時30分(6時間00分)	
延長保育	15時00分～18時00分	
休業日	日曜日・土曜日・祝日	
	夏季	8月10日～8月20日
	冬季	12月29日～1月6日
	春季	3月30日～入園式の前日まで

#### (2) 2号認定、3号認定子ども(保育時間認定)

利用できる曜日	月曜日から土曜日	
保育時間	標準時間利用	7時00分～18時00分(11時間)
	短時間利用	8時30分～16時30分(8時間)
延長保育	標準時間利用	18時00分～19時00分
	短時間利用	朝) 7時30分～8時30分 夕) 17時00分～18時00分
休所日	日曜日・祝日	
	年末年始	12月30日～1月3日
	年度末	3月30日～3月31日

## 6 各職種の勤務体系

職 種	勤務体系
園 長	勤務時間帯 (9:30～18:30)
副 園 長	勤務時間帯 (9:00～18:00)
主幹保育教諭	勤務時間帯 (8:30～17:30)
指導保育教諭	勤務時間帯 (8:30～17:30)
保 育 教 諭	A (8:30～17:30)      B (8:00～17:00) C (7:00～16:00)      D (10:00～19:00) E (8:00～17:00)      F (9:00～18:00)
看 護 師	勤務時間帯 (8:30～17:30)
栄 養 士	勤務時間帯 (8:00～17:00)
調 理 員	勤務時間帯 (8:00～17:00)
保 育 支 援 員	勤務時間帯 (8:30～17:30)
事 務 職 員	勤務時間帯 (8:30～17:30)

※ ローテーションにより、各保育教諭の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

## 7 職員の職種、員数及び職務の内容

本園が教育・保育を提供するにあたり配置する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりです。ただし、職員の配置については、鹿児島県認定こども園の認定の要件に関する条例（平成26年10月10日条例第51号、以下「県条例」という。）で定める配置基準以上で、かつ薩摩川内市で教育・保育を実施する上で望ましいとする職員配置基準を下回らない人数とします。なお、員数は入所人数により変動することがあります。

園 長	1名	園長は、教育及び保育の質の確保及び向上を図り、職員の資質の向上に取り組むとともに、一体的な管理運営を行います。
副 園 長	1名	副園長は、園長を助け、命を受けて園務をつかさどります。
主幹保育教諭	2名	主幹保育教諭は、地域の保護者に対する子育て支援を行うと共に、教育・保育の内容について他の保育教諭を総括します。
指導保育教諭	1名	指導保育教諭は特定教育及び保育全般についての計画や実施についての指導を行います。
保 育 教 諭 保 育 士	16名	保育教諭は、特定教育及び保育に従事しその計画立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行います。
看 護 師	1名	看護師は、保育に従事し、児童の健康管理及び看護業務にあたります。
栄 養 士	1名	栄養士は、給食の栄養、衛生管理、アレルギー対応及び食育に関する業務に従事します。
調 理 員	3名	調理員は、献立に基づく調理業務及び食育に関する活動等を行います。
保 育 支 援 員	2名	保育支援員は、調理師、保育教諭を補佐し、特定教育・保育の向上に寄与します。
園 医	1名	園医は、園児の心身の健康に関し、健康相談を行うとともに、小児科、眼科、耳鼻科の健康診断等を行います。
園 歯 科 医	1名	園歯科医は、園児の心身の健康に関し、健康相談を行うとともに、健康診断のうち歯の検査等を行います。
園 薬 剤 師	1名	園薬剤師は、本園の環境衛生の維持及び改善に関する指導及び助言等を行います。
保育カウンセラー	1名	保育カウンセラーは、子どもの発達について保護者が個別に相談したり、カウンセリングを受けることができます。
事 務 職 員	1名	園の運営管理に必要な事務処理、経理処理等を行う。

## 8 障害児の受け入れ態勢について

障害をお持ちの子どもを受け入れる際は、入園前に、障害の様子について保護者の方と話し合いを持たせていただいたうえで、保育の方法を決定します。

## 9 提供する幼児教育・保育等の内容

本園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成26年4月30日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）を踏まえ、以下の幼児教育・保育その他の便宜の提供を行います。

### (1) クラス編成

年齢	クラス名	人数	組数
0歳児	ひよこ組	15名	2組
1歳児	りす組	30名	2組
2歳児	ぱんだ組	30名	2組
3歳児	うさぎ組	35名	2組
4歳児	こあら組	35名	2組
5歳児	きりん組	35名	1組

### (2) 年齢別保育の特徴

#### ① 乳児（0歳児）保育の特徴

乳児期は発達の個人差の大きい時期です。個々の欲求に合わせた生活を大切に食事や睡眠、オムツ交換などして心地よい生活を送ります。家庭的な温かい雰囲気の中でゆったりと安心して過ごせるようにしていきます。

#### ② 1～2歳児保育の特徴

この時期の子どもは、保育士や友だちとふれあって遊び、子どもの「自分で」という気持ちを大切にしながら、基本的な生活習慣（排泄、食事、衣服の着脱など）の援助をします。また、あそびや生活を通して子どもの発達を促したり、生命の保持及び情緒の安定を図っています。

#### ③ 3～5歳児保育の特徴

この時期の子どもは、個々の子どもの興味、関心に応じて遊びを自ら選ぶ活動や課題活動をとおして、子どもの主体性や自発性を育みます。同年齢児や異年齢児などの友だちと遊ぶ楽しさを経験する中で社会性を育みます。年齢に応じた発達課題を捉えながら、基本的な生活習慣（食事、着脱、片付けなど）の自立へ向けての援助を行います。遊びの中で年齢にふさわしい経験を通して、聞く・考える・話す力の基礎や自主性・創造性の芽生えを養っています。

## 10 年間の主な行事について ★ は家族の方にご協力いただく行事です。

年間行事について	年間行事を通して色々な事を経験すること、また目標を持って、行事に主体的に取り組むことのプロセスを大事にしていきます。		
4月	入園式・保護者会総会 親子バス遠足（平川動物公園）	10月	可愛コミフェスタ・ハロウィンパーティ サッカー大会
5月	総合避難訓練（消防署立ち合い）	11月	内科健診・川内はんや祭り 市比野よさこい祭り
6月	保育参観・内科健診・歯科検診 蟻虫検査	12月	クリスマス発表会（川内文化ホール）
7月	七夕まつり・プール開き・夏祭り	1月	年始式・たこあげ・マラソン大会
8月	お泊りキャンプ	2月	節分豆まき・思い出ツアー・保育参観
9月	お楽しみ会・運動会（サンドーム）	3月	ひなまつり・卒園式
毎月行事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・太鼓教室 1回/2カ月（こあら、きりん）</li> <li>・タートル教室 2回/月（うさぎ、こあら、きりん）</li> <li>・スイミング教室 2回/月（こあら、きりん）</li> <li>・キッドビクス教室 2回/月（りす、ぱんだ、うさぎ、こあら、きりん）</li> <li>・ダンス教室 1回（H29開講予定）</li> <li>・習字教室 1回/月（きりん）</li> <li>・元気英語 2回/月（こあら、きりん）</li> <li>・誕生会 1回/月（毎月20日、全園児）</li> <li>・交通教室 1回/月（月の下旬、全園児）</li> <li>・避難訓練 1回/月（月の下旬、全園児）</li> <li>・わいわいデー 1回～2回/月（全園児）</li> </ul>		

子育て支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・延長保育事業</li> <li>・地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センターtetote-てとて-）</li> <li>・放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ tetote-てとて-）</li> <li>・病後児保育事業（病児保育室 tetote-てとて-）</li> <li>・一時保育事業（一時保育室 tetote-てとて-）</li> <li>・その他の子育て支援事業（伝統文化子ども教室事業）</li> </ul>
---------	---

## 11 川内すわこども園が実施する子育て支援事業について

子どもって可愛い、子育てって楽しい！確かに子どもはとっても可愛いけれど・・・、子育てって楽しいことばかりではありません。むしろ、大変なことの方が断然多い。でもだからこそ、子育てって多くの感動があるのだと思います。泣く事しかできなかった小さな命が、寝返りするようになったり、歩くようになったり、言葉を話すようになったり。苦労した分だけ、その先に大きな感動が待っている。

川内すわこども園は子ども、そして保護者としてしっかり「手と手」を繋いで、一緒に悩んだり、喜びを分かち合ったり、地域の子育て応援団として積極的に子育て支援に取り組んでいきたいと考えています。

※『tetote-てとて-』は、川内すわこども園の子ども・子育て支援センター棟（旧園舎）の共通名称です。

### ① 延長保育事業について

ア) 延長保育とは

教育・保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育を実施する事業です。

### ② 地域子育て支援拠点事業について（地域子育て支援センターtetote-てとて-）

現代社会において少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化しています。家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点事業を実施しています。地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援します。

### ③ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ tetote-てとて-）

放課後児童健全育成事業における支援は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう支援を行います。当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、児童の健全な育成を図ることを目的としています。

### ④ 病後児保育事業（病児保育室 tetote-てとて-）

お子さんが病気の回復期に「あと数日看病してあげたいのに、どうしても仕事を休めない」という経験をした方はいませんか。

川内すわこども園では、保育園や認定こども園に在園する乳幼児及び小学校就学児童のうち、病気の回復期で安静を必要とする状態にあつて、かつ、保護者がお仕事やその他のやむを得ない理由により家庭で保育することができない場合にあるお子さんを対象に、病児専用スペースで、看護師や保育士が一時的に保育する「病後児保育事業」をスタートします。

### ⑤ 一時保育事業（一時保育室 tetote-てとて-）

一時保育とは、お子さんをお持ちの保護者の方が、仕事の都合や家庭の事情により、継続的にまたは一時的にお子さんの保育ができない時などに、川内すわこども園でお子さんをお預かりして保育を行う事業です。

## 1 2 おたより、届出、提出物等について

① 本園は月ごと、行事ごとにおたよりを発行します。

### 【園だより】（月末に発行）

今月の行事・翌月の行事・お知らせ・日々の保育の様子などを載せます。

### 【給食だより】（月末に発行）

今月の献立とその献立の中レシピ、食事のマナー、栄養素についてなどを紹介しています。

### 【保健だより】（月末に発行）

清潔、安全、病気予防、健康管理などを取り上げて載せています。

### 【クラスだより】（クラスごとに、毎月発行）

流行の遊びや歌の紹介・クラスの出来事・子どものつぶやき・お願いやお知らせなどを載せています。

### 【行事のお知らせ】（学期ごとに発行）

◇ 年間様々な行事がありますが、その都度別紙にてお知らせいたします。

※ なお、上記の発行物については、目の届く場所に貼っておくなどして、きちんと保管してください。

## 1 3 その他

本園のHP、ブログ等（開設予定）で子どもたちの様子を写真で掲載していきます

## 1 4 給食・食育について

(1) 児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼 食	午後間食	場 所
0歳児	9時30分頃	11時00分頃	15時頃	保育室
1歳児	9時30分頃	11時00分頃	15時頃	保育室
2歳児	9時30分頃	11時20分頃	15時頃	ランチルーム
3歳児		11時30分頃	15時頃	ランチルーム
4歳児		11時40分頃	15時頃	ランチルーム
5歳児		11時50分頃	15時頃	ランチルーム

(2) 献立について

職員と栄養士が話し合いながら、心身の成長、発達と健康保持、増進を図るために必要な食物を質、量の面からバランスの取れた献立を作成しています。乳幼児にふさわしい調理方法を行い衛生面についても十分注意し調理をしています。

(3) 食物アレルギーへの対応について

アレルギーのある子どもには医師の指示のもとアレルギー除去食、代替食等出来る範囲で用意いたします。

(4) 離乳食について

個々の離乳の進み具合に合わせて、1人1人に合った離乳食を用意いたします。離乳食はご家庭で食べたことのある食材から始めますので、担当保育者と栄養士がご家庭とよく連携を取って進めていきます。

### （離乳食の進め方）

① 食べやすい形で

子どもの状態にふさわしい形で与える。

食べる意欲を育て、噛める子どもに育てる。

② 栄養と食品のバランスを考えて

準備期は別として、ある程度進んだら離乳食の中に穀類・たんぱく類・野菜の三種類を合わせる。アレルギーを起こしやすい卵については、中期食まで使用しない献立にする。

③ 薄味で

調味料を出来るだけ使わず、素材の味を生かして調理する。

(5) 食育について

川内すわかども園では、食育を「健康に生きていくための食習慣を身につける」ことと  
考え、目的として、食を通して、心身の発達を促すこと、健康の保持・増進を図ること、よい生活習慣を身につけていくことを進めていきます。



### (具体的な食育の取組)

- ① 毎年1回の嗜好調査の実施します。
- ② 毎月10日は食育の日として、園全体で食に関する活動を行います。
- ③ 毎月の「給食予定献立表」の配布(幼児食・アレルギー除去食・離乳食・間食)
- ④ 「給食だより」の配布(食事の紹介や栄養等の情報紹介、年2回発行)
- ⑤ 特別メニューの提供(発熱時、お腹がゆるいとき等)
- ⑥ 親子クッキング(保育参観親子クッキング、おだんご作り、節分の日恵方巻作り等)
- ⑦ バイキング給食の実施
- ⑧ 食材(加工前の姿)を写真で紹介(切り身でない魚等)
- ⑨ 食材との関わり(実際に園の畑で各クラス野菜を栽培します。見て触れて感じていく活動を取り入れます。)

## 15 保健衛生について

一人一人の健康の保持及び増進確保と、こども園の子ども全体の健康を確保いたします。こどもの健康は大人の責任で守られなければなりません、子ども自身が健康に関する知識と技術を身につけられるようにします。

衛生推進員	職名(資格等)	氏名
	副園長(衛生推進員)	帯田 英児

### (1) 健康教育について

子ども一人ひとりの発育・発達の個人差(個性)を考慮しながら、健康な生活習慣を身につけ、豊かな成長が遂げられるよう積極的に次の点に取り組みます。

- ① 日常養護・健康管理
- ② 病気の予防と早期発見
- ③ 安全と事故防止
- ④ 健康増進と保健指導
- ⑤ 環境衛生

#### 【年間保健行事】

保健行事	対象年齢	実施月
内科健診	全園児	6月、11月
歯科健診	全園児	6月
蟯虫検査	全園児	6月

## 16 嘱託医等について

本園は、以下の医療機関等と嘱託契約を締結しています。

### (1) 園内科医、小児科医

医療機関の名称	宮崎小児科
医院長名	宮崎 博
所在地	薩摩川内市平佐町 1693-8
電話番号	(0996) 20-6318

### (2) 園歯科医

医療機関の名称	やなぎた歯科
医院長名	柳田 英幸
所在地	薩摩川内市平佐町 1822-1
電話番号	(0996) 20-6480

### (3) 園薬剤師

名称	ケーアイ調剤薬局
薬剤師名	藁科 和義
所在地	薩摩川内市上川内町 3306 番地
電話番号	(0996) 21-1952

## 17 事故発生時及び緊急時の対応及び賠償について

教育・保育サービスの提供中に事故が発生した場合は、市町村、保護者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、教育・保育サービスの提供に伴って、本園の責めに帰すべき事由により園児の生命、身体、財産に損害を及ぼした時は、本園が加入する賠償責任保険の範囲内で保護者に対して損害を賠償します。なお、本園は賠償責任保険に加入しています。

## 18 非常災害時の対応

火災や大規模な地震などの非常災害の場合、別途定められた避難マニュアルに従い、迅速に園児を避難させます。

防火管理者	園長 帯田 康子
消防計画届出	平成29年2月
避難訓練	毎月実施 年1回消防署立会い訓練実施(5月)
防犯訓練	年3回実施(7月、10月、2月)
防火設備	消火器、自動火災報知設備、非常警報器具、誘導灯等
防犯設備	防犯カメラ、モニター付き電気錠
避難場所	第1避難場所：園庭 第2避難場所：第2職員駐車場 第3避難所：可愛地区コミュニティーセンター
緊急時の連絡	携帯メール連絡網(H29導入予定)、電話連絡網 連絡のつかない時もありますので、保護者の方から連絡や、お迎え等をお願いいたします。

## 19 特定教育・保育の記録について

特定教育・保育の実施ごとに、実施日、内容等を記録し、保管します。

## 20 職員研修について(OJT、OFF-JT)

### (1) 職員会議等について

・職員会議	毎月2回	・ケースカンファレンス	毎月1～2回
・給食検討会議	毎月1回	・合同主任会	毎月1回
・児童ケア会議	毎月1回	・チームリーダー会議	毎月2回
・委員会(リスク・食育・質の向上)	毎月1回～2回		

### (2) 職員研修計画について

#### 《園内研修》

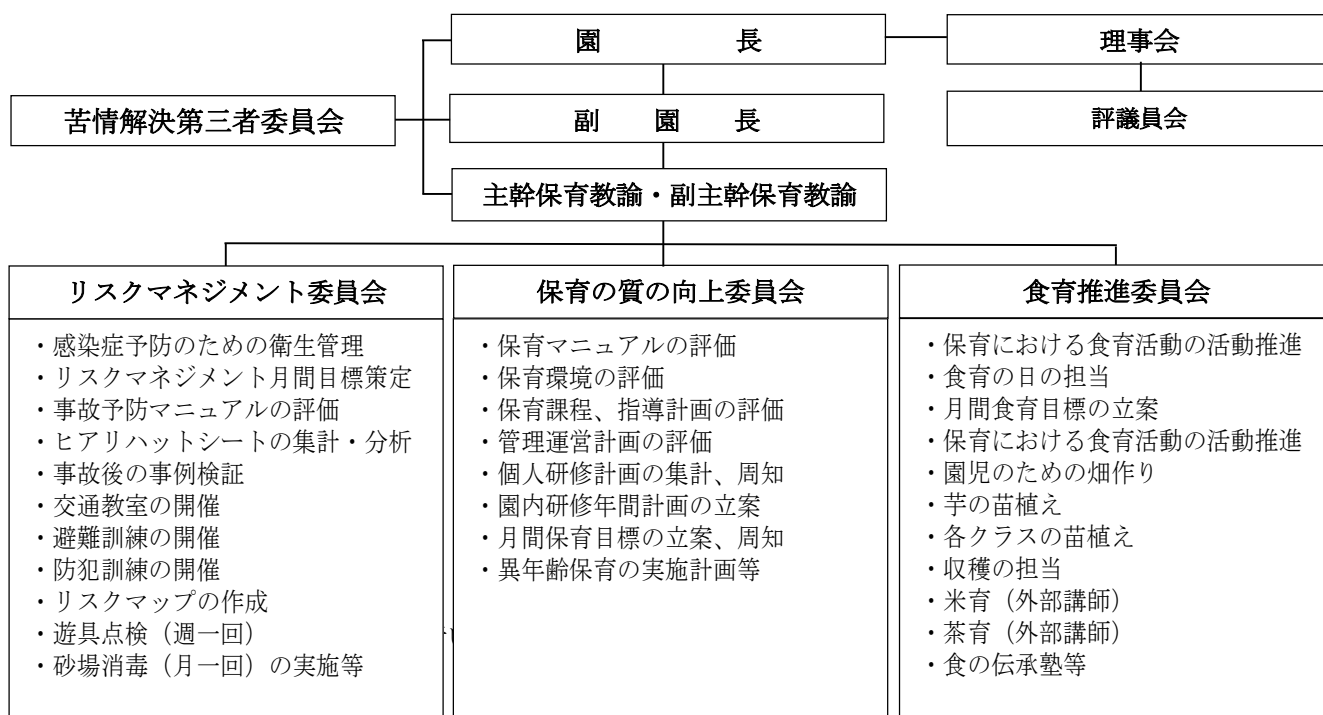
・保育教諭・保育士のキャリアパスの観点から、本園の園内研修は下記の通り階層別の研修体制とします。

初任者研修：1回/月 (経験年数1年目～3年目)	・新卒入職後3年以内の職員 ・他業界から入職後1年以内の職員
中堅職員研修：1回/2カ月 (経験年数4年目～6年目)	・担当業務の独力遂行が可能なレベルの職員
チームリーダー研修：1回/月 (経験年数7年目～)	・近い将来チームリーダー等の役割を担うことが想定される中堅職員 ・現に主任、副主任、各チームリーダー等についている職員
全体研修：1回/月	・職員全員参加の研修会

## 2 1 環境及び衛生管理並びに安全管理の実施体制～認定こども園運営の組織化～

### (1) 委員会体制

保育教諭・保育士の専門性は、組織の理念や方針等の共通理解、個人の主体性や意欲、職員間の信頼関係と協働性、評価や研修等の計画的実施などの要素によって向上します。認定こども園運営の中でも特に重点項目であるリスクマネジメント、保育の質、食育の推進の3つの部門に関しては委員会制度とし、組織的に取り組みます。



## 2 2 職員の禁止行為

本園の職員は、次の行為は行いません。

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> <li>① 子どもへの虐待、暴力行為</li> <li>② 医師からの指示・保護者の同意を得ていない、医療行為</li> <li>③ 特定の在園児への特別扱い（身体に障害がある等の理由がある場合を除く）</li> <li>④ 職員の施設内での飲酒、喫煙行為</li> <li>⑤ 在園児又は保護者等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為</li> </ol> |
|---|

また、本園では園児の人権の擁護・虐待の防止等のため、虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	職 名 (資 格 等)	氏 名
	副園長 (社会福祉士)	帯田 英児

## 2 3 社会福祉法人の地域貢献活動、小学校等との交流活動

### (1) 地域貢献活動、地域との連携について

社会福祉法人は地域に開かれた社会資源として、地域の様々な人や場、機関などと連携していくことが求められています。これまで本園においても、次世代育成支援や世代間交流の観点から、小・中学校などの生徒の体験学習や実習を受け入れ、高齢者の方との交流を行うなど地域における様々な事業を展開してきました。さらに災害時などにおいては、園が被災者や地域の方々の生活を支える上で、重要な役割を担っています。こうした地域の公的施設として、地域貢献活動を積極的に実施していきます。

- ・薩摩川内はんや祭りへの参加・協力
- ・市比野よさこい祭りへの参加・協力
- ・可愛地区コミュニティフェスタへの参加・協力

## (2) 小学校との連携の在り方について

子どもの育ちを考えていくためには、認定こども園と小学校関係者が直接的に交流し、双方における生活・学びの実情や子どもの育ちの歩みと見通しについて、互いに理解を深めることが大切です。定期的に小学校を訪問したり、小学生と交流する機会を設けて、子どもが小学校生活に対する見通しを持てるようになることも大切です。核家族化や地域の子ども集団において、年上の子どもと接することが少なくなりつつある現代社会においては、こうした子ども同士の触れ合いを通して、子どもが自ら成長していくイメージを持つことは貴重な体験となります。行事等を活用するだけでなく、より日常的に接する機会を持てるように積極的に連携を図っていきます。

## 2.4 秘密の保持と個人情報の保護について

<p>① 在園児及びその保護者に関する秘密の保持について</p>	<p>ア 本園は、在園児の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。</p> <p>イ 本園及び職員は、教育・保育を行う上で知り得た在園児及びその保護者の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>ウ また、この秘密を保持する義務は、卒園後においても継続します。</p> <p>エ 本園は、職員に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員である期間及び職員でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とします。</p>
<p>②川内すわこども園 プライバシーポリシー</p>	<p>(1) 本園は、個人情報を収集の際はその目的を明らかにし、必要範囲内の個人情報を収集する事とし、収集した個人情報は収集目的の範囲内で利用し、漏洩等がおこらないよう適切に管理致します。また、当該個人または保護者の承諾無く、第三者に開示及び提供をすることは致しません。</p> <p>(2) 本園は、提出書類（児童票・保険証コピーなど）の中で個人情報に該当するものは園内で保管し、原則として園外への持ち出しを禁止しております。</p> <p>(3) 本園を、より詳しく知って頂くために、入園案内やホームページ等で写真の掲載は欠かさずが出来ません。写真の掲載にあたって、都合の悪い方は入園時に申し出ていただいております。また、写真の掲載時にはその園児の保護者の方に掲載の了解を得てから行っております。</p> <p>(4) 本園は、在園児の保護者の方の大多数は家庭内外で就労されている事を鑑み、当園の保育内容を写真という形でご覧いただき、より理解を深めていただくという趣旨から、園内の掲示板に行事などの写真を掲載しております。しかし、不特定多数の方が来園される交流事業においては写真の掲示を行わないようにしています。</p> <p>(5) 本園は、学生などの実習につきましても、オリエンテーションの際にこれらの個人情報保護についての時間を設け、実習で知りえた個人情報を外部に漏らさないよう指導しています。また、実習記録ノートなどにおきましても特定できる個人名や愛称などの表現は行わず、イニシャルなどの個人を特定できない記載方法の指導を徹底しています。</p> <p>(6) 本園は、外部業者等に保育内容の一部を委託する際には利用内容、管理方法等を明確化し、個人情報が漏洩しないよう、厳正かつ適切に管理しています。</p> <p>(7) 本園は、個人情報保護方針を在職員に園内研修を通じて周知させ、情報管理の徹底を図っています。また、新規に職員を採用する際、また在職員が退職する際も同様に研修を行い、同様の取り扱いをしています。</p> <p>(8) 本園は、園児ならびに保護者ご自身の情報についてお問い合わせや開示などにつきましては担当または事務所まで直接お問い合わせいただいております。また苦情その他につきましては園長を苦情解決責任者とした苦情解決制度に基づいた取り扱いをしています。</p>